

中小企業向け貸倒保証制度

1. 概要

・万が一、貸倒れが起きた時に対応できる保険は取引信用保険です。しかも、中小企業向けの主賓があります。しかし、いろいろな縛りがあり、簡単に加入できません。そのようななか、法人会用にアレンジした保険が登場し、平成 26 年 3 月以降は中途加入契約により新制度の導入でさらに加入しやすくなりました。

2. 内容

概要	取引先の法的整理事由の発生、または履行遅延の発生により売上債権が回収できない場合
加入条件	法人会連合会が保険契約者となる団体契約ですので、この保険に加入するには法人会の加入が必要になります。(会費は売り上げによって違いますが、1,200 円～24,000 円です。)
保険対象取引先	日本国籍のお取引先であること 官公庁でないこと 代金決済期間が 180 日以内であること 保険加入時に債務不履行が発生していないこと 貴社の関係会社でないこと 保険の対象とするお取引先数は 10 社以上 (すべての取引先が 10 社に満たない場合は 10 社以下でも可)
保険料決定方法	保険対象となる取引先すべての取引状況 (債権残高等) を保険会社に提出し、保険会社が信用区分 (7 つ) 設定の調査をし、プランごとの保険料率を乗じて決定されます。(プランごとによって保険の支払限度額の条件が違います)
保険料支払額	損害額×縮小支払割合 (95%) お取引先ごとに設定した支払限度額 のいずれか少ないほう
新制度の導入	① 支払限度額 最大 3,000 万円 ・取引先に適用する信用区分を 7 つに分類し、最大 3,000 万円の支払限度額が設定できるプランを新設 ② 分割払制度 ・一時払保険料が 30 万円以上の場合、口座振替による分割払での支払いが可能 ③ キャッシュレス導入 ・保険料の払込猶予に関する特約を付帯した場合、加入時に保険料を支払う必要がなくなりました。
保険期間	平成 26 年 8 月 1 日～平成 27 年 7 月 31 日
中途加入	保険期間開始後も、毎月 1 日として随時中途加入できるようになりました。

3. メリット

- ・会社の与信管理に引受保険会社の審査が加わり、取引先に対する与信管理の充実・向上が図れる。
- ・貸倒金額の一定部分を保険金として受け取れるので、貸倒発生後の影響をカバーできる。
- ・売上債権の保全となり、取引先に対する会社の信用力を向上が期待できる。
- ・貸倒リスクを一定額の保険料負担により保険に転嫁することで、費用を平準化できる。